

遠別町子ども・子育て支援事業計画 (第2期)

(令和2年4月～令和7年3月)

令和2年3月

遠別町

目 次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨 1
2. 計画の位置づけ 2
3. 計画の期間 2
4. 計画の策定体制 3
 - (1) 子ども・子育て会議の設置
 - (2) アンケート調査の実施
 - (3) 国・道との連携

第2章 本町の現状

1. 人口の動向 4
 - (1) 遠別町の人口推移
 - (2) 世帯の推移
 - (3) 出生数の推移
 - (4) 婚姻と離婚
 - (5) 女性の就労の状況
2. 子育て支援の状況 7
 - (1) 認定こども園の状況
 - (2) 放課後児童クラブ利用者の状況
3. 将来人口推計 8

第3章 基本理念

1. 基本理念 9

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像 10
2. 教育・保育提供区域の設定 12
 - (1) 教育・保育提供区域の考え方
 - (2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項
 - (3) 本町の教育・保育提供区域について
 - (4) 提供区域設定の主な理由
3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容 13
 - (1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）
 - (2) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容	15
(1) 利用者支援事業	
(2) 地域子育て支援拠点事業	
(3) 一時預かり事業	
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	
(5) 養育支援訪問事業	
(6) ファミリー・サポート・センター事業	
(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
(8) 延長保育事業	
(9) 病児・病後児保育事業	
(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
(11) 妊婦健康診査事業	
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
5. 子ども・子育て支援給付に係る	
教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保	22
(1) 認定こども園の普及及び推進	
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進	
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進	
6. 関連施策の展開	23
(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	
(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	
第5章 計画の推進体制	
1. 市町村等の責務	24
2. 計画の推進に向けた役割	25
(1) 行政の役割	
(2) 家庭の役割	
(3) 地域社会の役割	
(4) 企業・職場の役割	
(5) 各種団体の役割	
3. 計画の推進に向けた3つの連携	26
(1) 市町村内における関係者の連携と協働	
(2) 近隣市町村との連携と協働	
(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働	
資料編 子ども・子育て支援に関するアンケート調査	28

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急速に進んでいます。平成30年度の全国の出生数は91万8千人（対前年比2万8千人減）、合計特殊出生率（女性が一生に産むとされる子どもの数）は1.42となっており、過去最低であった平成17年の1.26からいくぶん回復しているものの、3年連続で低下しています。

遠別町では、平成17年度からの「遠別町次世代育成支援行動計画」を基に、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする人の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在の子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増え、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような環境の変化に対応し、様々な課題を解決するため国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。

本町においては、平成27年3月に「遠別町子ども・子育て支援事業計画（第1期）」を策定しましたが、令和元年度で終期を迎えることから、計画内容の見直しを行い、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とする「遠別町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、第6期遠別町総合計画、健康福祉、教育分野の関連計画や方針との整合・調整を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

子ども・子育て支援法（抄）

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

3. 計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。

また制度の改正などを踏まえ、目標の達成状況を評価し、令和6年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しをおこなうものとしします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
遠別町子ども・子育て支援事業計画（第2期）				
				計画見直し

4. 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

「保護者」、「事業者」、「学識経験者」などから構成される「遠別町子ども・子育て会議」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定しています。

(2) アンケート調査の実施

遠別町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのようなご意見やご要望をお持ちであるのかをおうかがいし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者 遠別町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
- 調査方法 郵送等による配布、回収調査
- 調査期間 2019年4月19日～5月15日（平成31年度）
- 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	95	55	57.8%

(3) 国・道との連携

計画策定にあたっては、国や道の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定しています。

第2章 本町の現状

1. 人口の動向

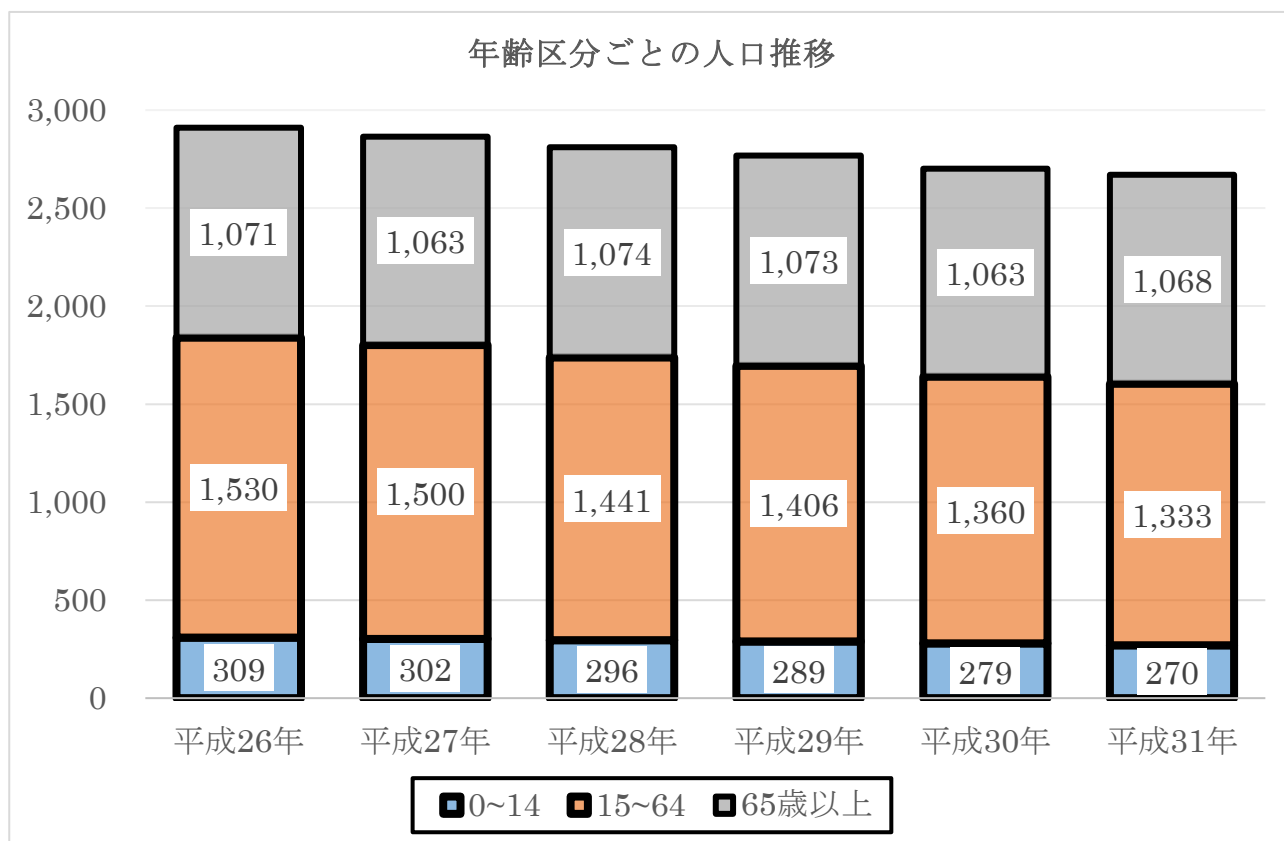
(1) 遠別町の人口推移

本町の人口は、平成26年の2,928人から平成31年の2,692人と年々減少しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、年度ごとの増減はあるものの、平成26年の1,071人から平成31年の1,068人とほぼ横ばいで、一方14歳までの年少人口は、平成26年の313人から平成31年の270人と減少し、少子高齢化が進行しています。

◆年齢区分ごとの人口推移（各年3月31日現在）

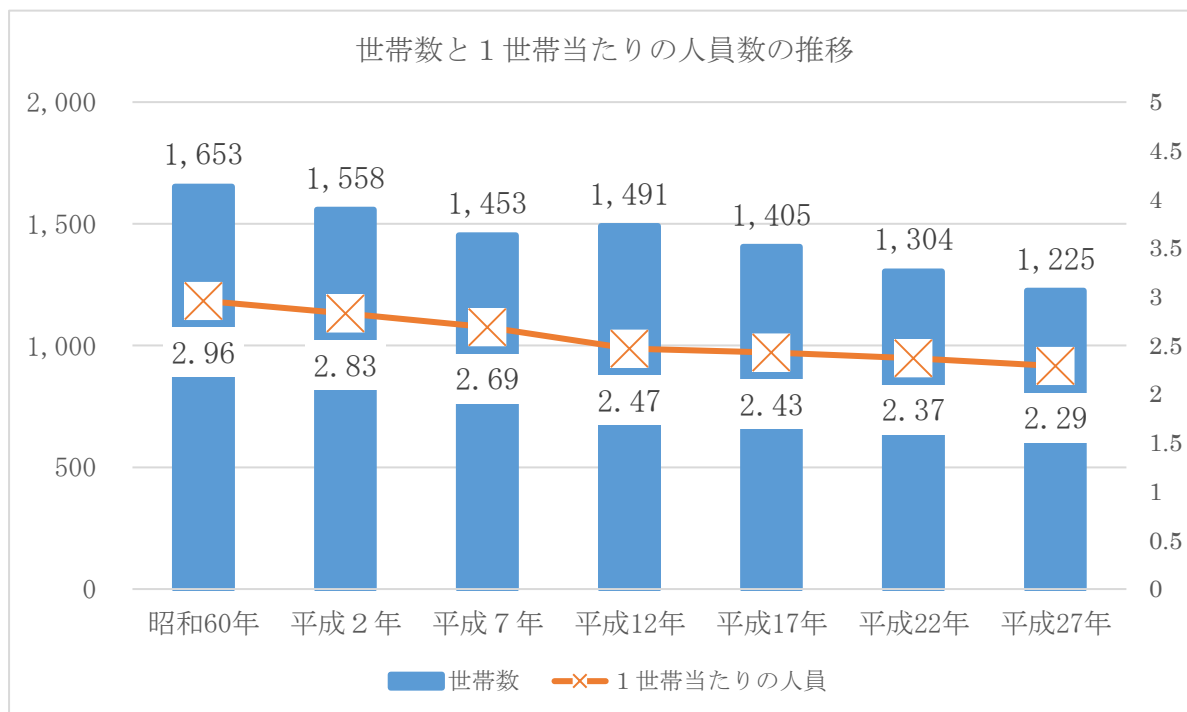
区 分		H26	H27	H28	H29	H30	H31
0～14 歳	人	309	302	296	289	279	270
	率	10.62%	10.38%	10.17%	9.93%	9.59%	9.28%
15～64 歳	人	1,530	1,500	1,441	1,406	1,360	1,333
	率	52.58%	51.55%	49.52%	48.32%	46.74%	45.81%
65 歳以上	人	1,071	1,063	1,074	1,073	1,063	1,068
	率	36.80%	36.53%	36.91%	36.87%	36.53%	36.70%
合 計	人	2,910	2,865	2,811	2,768	2,702	2,671



(2) 世帯の推移

国勢調査による遠別町の世帯数は、年度ごとの増減はあるものの、年々減少傾向で推移しています。

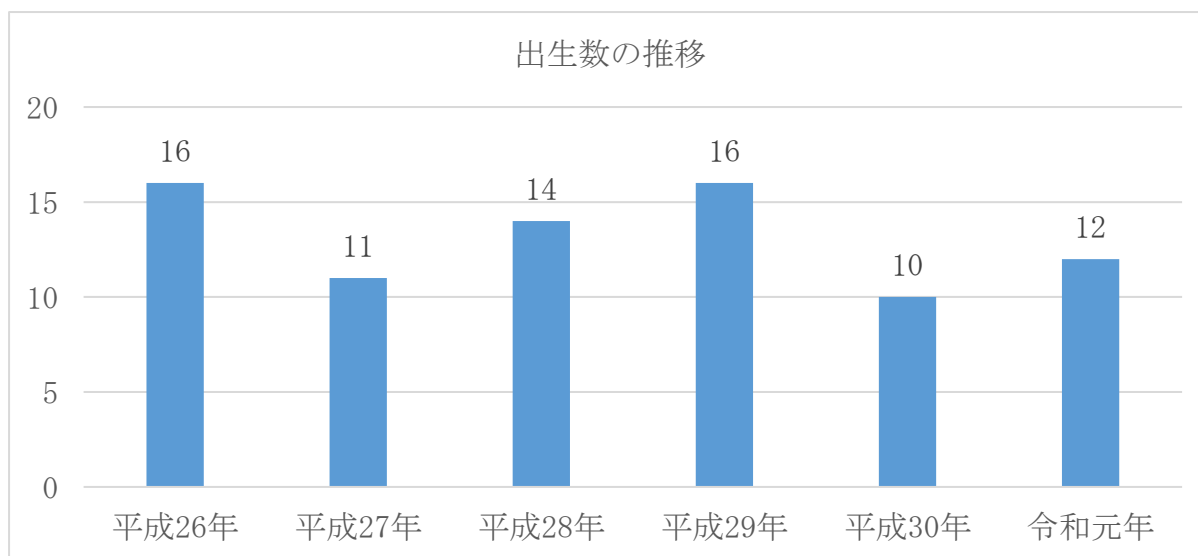
また、1世帯あたりの人員は、昭和60年の2.96人から平成27年の2.29人と減少しており、核家族化の進行が見られます。



国勢調査

(3) 出生数の推移

本町における平成21年以降の出生数で最も多かったのは、平成24年の24人で、最も少なかったのが平成30年の10人となっており、年度ごとの増減はあるものの10～15人程度で推移しています。

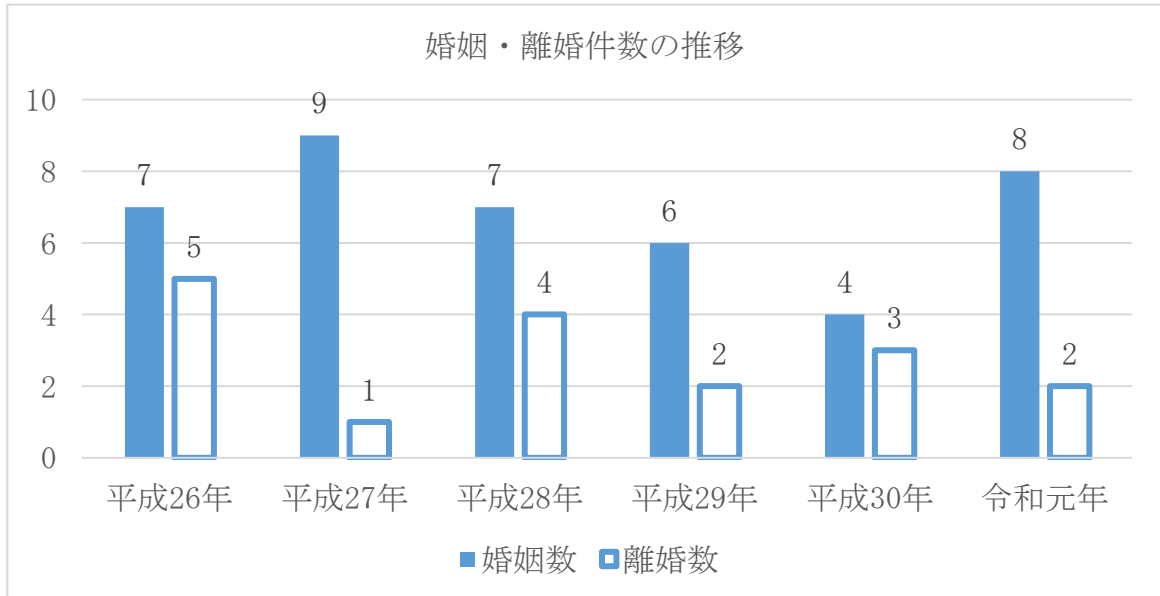


人口動態統計

(4) 婚姻と離婚

本町における平成21年以降の婚姻については、平成21年が18件と最も多く、平成30年が4件と最も少なくなっています。

また、同じく離婚については、平成24年が6件と最も多く、平成27年が1件となっています。

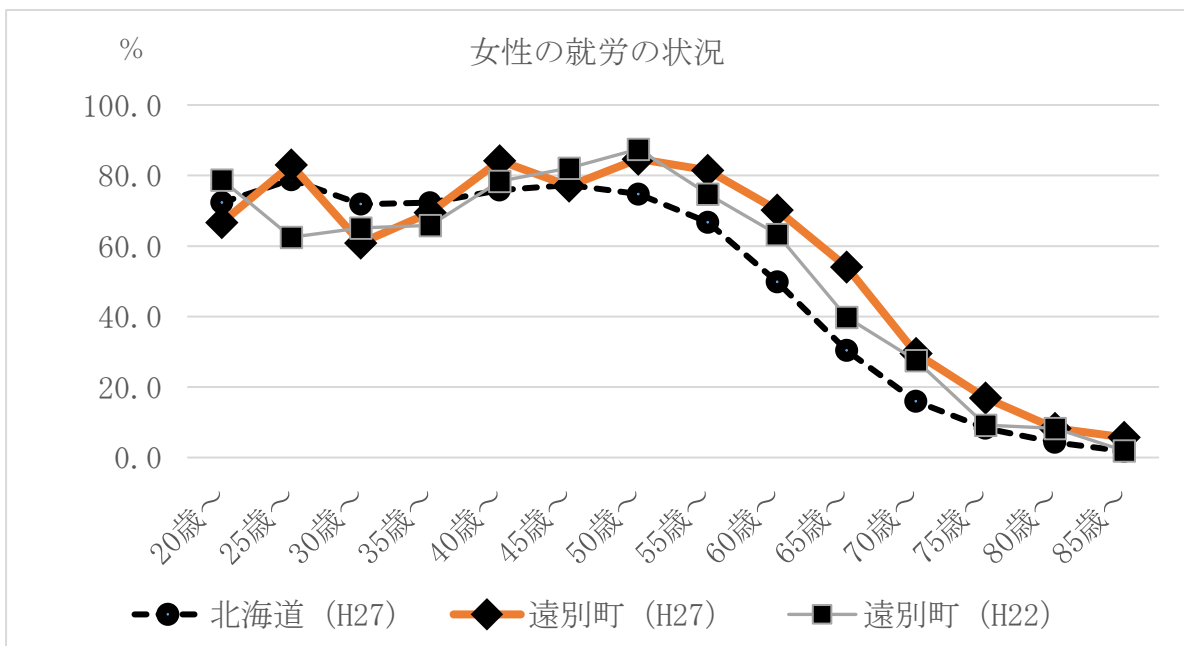


人口動態統計

(5) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

遠別町における女性の就労状況を道平均と比較してみると、30-34歳に就労率の低下が見られるものの、それ以外の年齢では就労率が高くなっています。



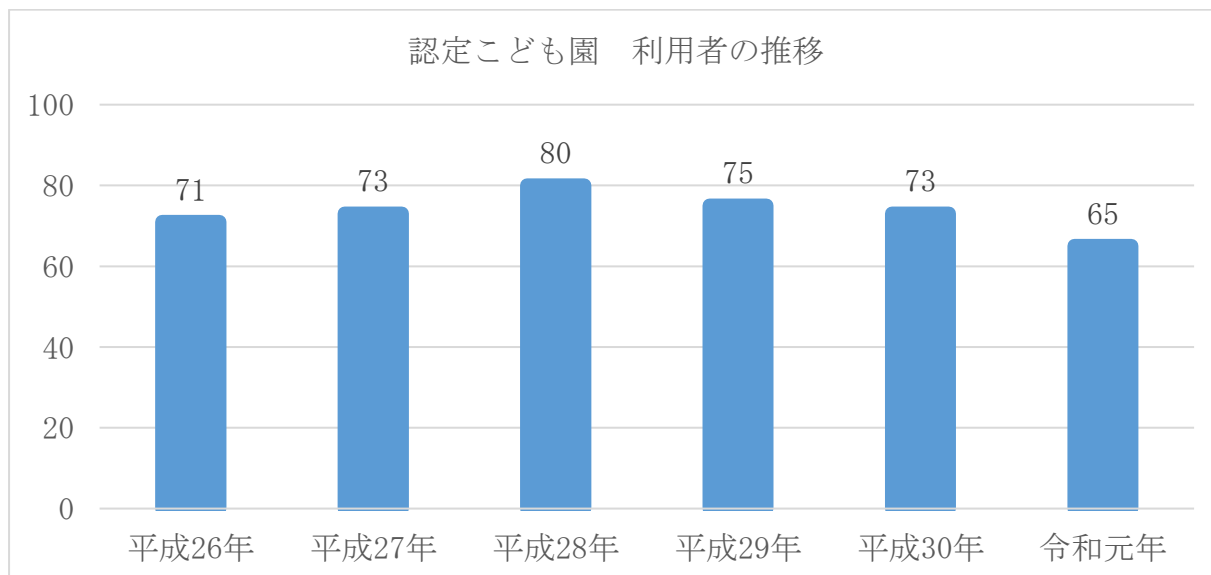
国勢調査

2. 子育て支援の状況

(1) 認定こども園の状況

認定こども園利用者数の合計は、平成26年から令和元年の推移では、平成28年の80人が最大となっており、令和元年は65人の利用であり、ここ数年は年々減少傾向で推移しています。

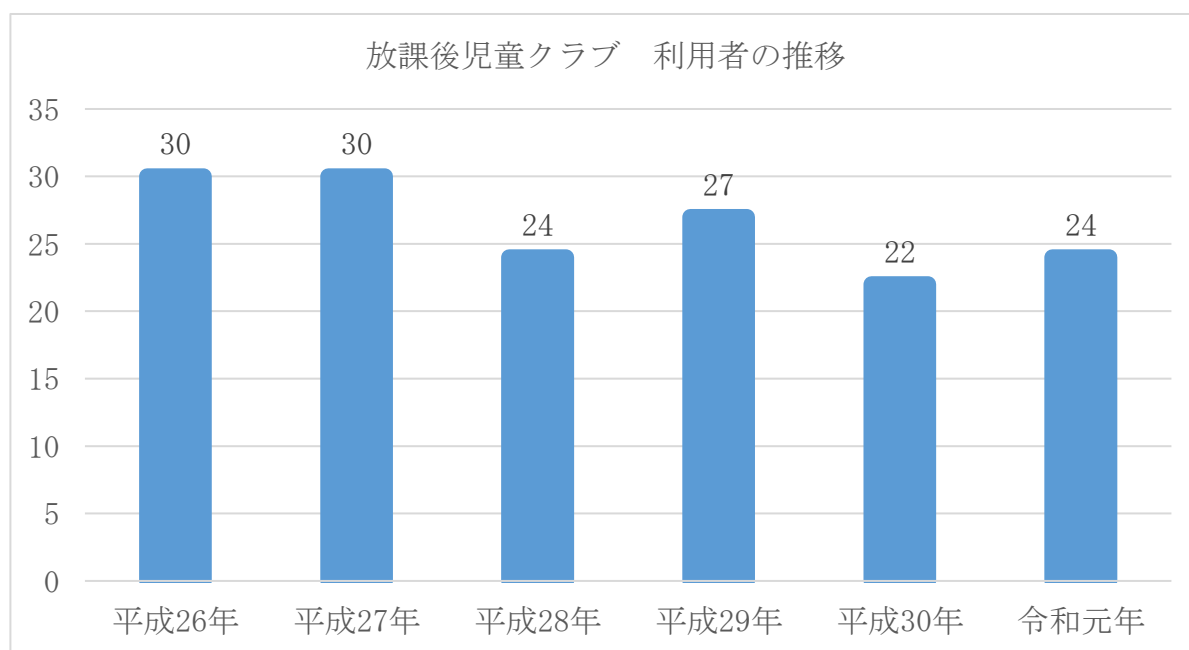
令和元年度の定員に対する利用者数をみると、すべての年度において定員を下回っています。



各年4月1日現在

(2) 放課後児童クラブ利用者の状況

放課後児童クラブ利用者数のうち小学校低学年(1~3年生)は、平成26・27年の30人から、平成30年の22人とその時々により、増減があります。



各年4月1日現在

3. 将来人口推計

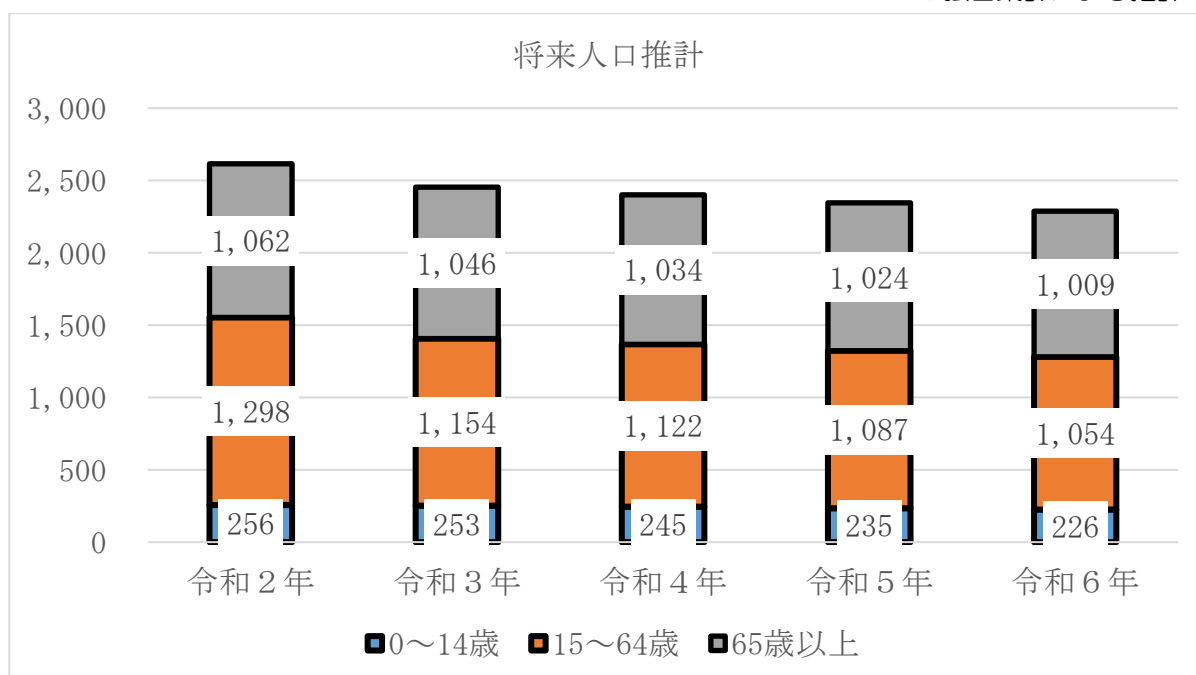
以下に、令和2年から令和6年までの人口推計値を示します。

総人口、年少人口ともに、減少傾向にあり、計画最終年の令和6年には総人口が2,289人、年少人口が226人と見込まれます。

(単位：人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年少人口(0～14歳人口)	256	253	245	235	226
未就学児(0～5歳)	75	74	71	67	64
小学生(6～11歳)	91	85	82	79	76
中学生(12～14歳)	90	94	92	89	86
生産年齢人口(15～64歳)	1,298	1,154	1,122	1,087	1,054
老年人口(65歳以上)	1,062	1,046	1,034	1,024	1,009
総人口	2,616	2,453	2,401	2,346	2,289

※独自集計による推計



第3章 基本理念

1. 基本理念

遠別町では、家族と地域の人々と行政や関係機関及び関係団体がお互いに協力して、地域社会全体が一体となった子育て環境づくりを目指し、遠別町で子どもを産み、育てたいと思えるような、笑顔で支えあいのまちを実現したいという願いが込めて、次世代育成支援推進行動計画において基本理念を定めました。

本計画においても、次世代育成支援推進行動計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

基本理念

**安心して子どもを産み、
育てられるまちづくり**

第4章 子ども・子育て支援サービス

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て新制度では、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の二つに大別されます。

子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 認定こども園	就学前の子どもの教育・保育を提供
		2 幼稚園	3歳以上の幼児教育を提供
		3 保育所	保育に欠ける就学前の子どもの保育を提供
	地域型保育給付	4 小規模保育	
		5 家庭的保育	
		6 居宅訪問型保育	
		7 事業所内保育	
子育てのための施設等利用給付	1 認可外保育施設		
	2 その他事業		
地域子ども・子育て支援事業	1 利用者支援事業		
	2 地域子育て支援拠点事業		
	3 妊婦健康診査		
	4 乳児家庭全戸訪問事業		
	5 養育支援訪問事業等		
	6 子育て短期支援事業		
	7 子育て援助活動支援事業		
	8 一時預かり事業		
	9 延長保育事業		
	10 病児・病後児保育事業		
	11 放課後児童健全育成事業（学童保育）		
	12 実費徴収に係る補足給付を行う事業		
	13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
仕事・子育て両立支援事業	1 企業主導型保育事業		
	2 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		

①「子どものための教育・保育給付」

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からのサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

◆施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することとなります。

ただし、給付型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- 1) 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- 2) 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

◆地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

②「子育てのための施設等利用給付」

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等の教育・保育給付対象外施設の利用者に対し、施設が市町村の確認を受けることを条件に、利用した際に要する費用（施設等利用給付費）を給付します。

③「地域子ども・子育て支援事業」

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業に定められております。

④「仕事・子育て両立支援事業」

事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大支援や、繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用するための支援を行います。

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント1 事業量の調整単位として適切か	ポイント2 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模 ●区域ごとに事業量の見込みが可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●保護者の移動状況を踏まえているか ●区域内で事業のあっせんが可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

(4) 提供区域設定の主な理由

- ①保育所については、自宅に近いという理由のほか、保護者の通勤経路等から選択することが考えられ、複数の区域を設定した場合、自宅のある地域と利用する保育所が一致しない場合が予想されます。
- ②区域を複数設けた場合、保護者が利用できる施設・事業が周辺にない場合があり、区域をまたいで利用する際の手続き等が生じ、利用者・事業所・行政すべてに負担が発生します。

3. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしています。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1) 保育施設（認可保育所・認定こども園・地域型保育施設）

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、0歳～小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

遠別町には認可保育所はなく、認定こども園にて保育を実施しています。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	48	46	44	43	43
2号認定	28	26	24	23	23
3号認定(0歳)	5	5	5	5	5
3号認定(1・2歳)	15	15	15	15	15
B. 確保提供数	60	60	60	60	60
2号認定	40	40	40	40	40
3号認定(0歳)	5	5	5	5	5
3号認定(1・2歳)	15	15	15	15	15
差異(B-A)	△12	△14	△16	△17	△17

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(2) 幼児教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設ですが遠別町には該当の施設はありません。

遠別町には幼稚園はなく、認定こども園にて教育を実施しています。

【量の見込み】

(単位 人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	24	22	20	19	19
B. 確保提供数	30	30	30	30	30
差異(B-A)	△6	△8	△10	△11	△11

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【設置状況】

特設窓口等の設置はありません。

【確保の方策】

本事業については、引き続き担当課の窓口による対応を行います。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】 (月平均人数)

	令和元年度
利用者数	201
実施箇所数(箇所)	1

【量の見込み】 (月平均人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	180	175	170	168	166
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(3) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【実施状況】 (年・延人数)

	令和元年度
利用者数	0
実施箇所数(箇所)	1

【量の見込み】 (年・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	0	0	0	0	0

【確保の方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はないものの、過去10年において、利用実績があることから、現状の体制による提供を行います。

② 幼稚園における在園児以外を対象とした一時預かり（一時預かり事業）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

【利用実績】 (年・延人数)

	令和元年度
利用者数	10
実施箇所数(箇所)	1

【量の見込み】 (年・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	0	0	0	0	0
B. 確保提供数	15	15	15	15	15
差異(B-A)	15	15	15	15	15

【確保の方策】

本事業は、ニーズ調査による利用の希望はないものの、過去10年において、利用実績があることから、現状の体制による提供を行います。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	15	15	14	13	13

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】

(年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問数	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(6) ファミリー・サポート・センター事業

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

遠別町では実施していませんが、類似事業として、令和元年度から会員制による民間団体が活動を開始しています。

【確保の方策】

本事業は、遠別町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望も少ないことから、実施・検討の予定はありません。当面は民間団体の活動を支援します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

遠別町では実施していません。

【確保の方策】

本事業は、遠別町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(8) 延長保育事業

認可保育所において、通常の利用時間に加えて延長して保育を実施する事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	令和元年度
利用者数	0
実施箇所数(箇所)	1

【量の見込み】 (年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	16	16	17	17	15
B. 確保提供数	20	20	20	20	20
差異(B-A)	4	4	3	3	5

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(9) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

【実施状況】

遠別町では実施していません。

【量の見込み】

(年・延人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	0	0	0	0	0
B. 確保提供数	0	0	0	0	0

【確保の方策】

本事業は、遠別町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施・検討の予定はありません。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】 (年・実人数)

	令和元年度
利用者数	39
低学年(1～3年)	29
高学年(4～6年)	8

【量の見込み】 (年・実人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. ニーズ量の見込み	30	30	30	30	30
低学年(1～3年)	26	26	26	26	26
高学年(4～6年)	4	4	4	4	4
B. 確保提供数	30	30	30	30	30
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、ニーズ量の見込みが提供確保数と同数であり、実際には上回ることも想定されるものの、計画期間内においては、現状の体制による提供を行います。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】 (年・実人数/延回数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	15	15	14	13	13
受診件数	210	210	196	182	182

【確保の方策】

今後も継続して事業の展開を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

遠別町では実施していません。

【確保の方策】

国の動向に応じて、助成を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

遠別町では実施していません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

5. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及及び推進

遠別町には、現在のところ民間の幼稚園や保育所、認定こども園はありませんが、今後認定こども園への移行や新たな参入の申請が行われた場合は、申請状況等を勘案しながら、適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・保育所及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進します。

6. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行います。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施します。

① 児童虐待防止対策の充実

- 関係機関との連携及び相談体制の強化に努めます。
- 発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めます。
- 社会的養護施策との連携を図ります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定する母子家庭及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進します。

③ 障がい児施策の充実等

- 障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めます。
- 障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めます。
（自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む）

第5章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があるとしています。

また、法では「事業者の責務」や「国民の責務」についても定めています。

市町村の責務	
1	子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
2	子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
3	子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、様々な施設や事業者から、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業者の責務	
1	雇用する労働者に係る様々な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

国民の責務	
1	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められています。

(1) 行政の役割

本町は、子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合的かつ計画的に推進します。また、個々の施策は、それぞれの担当部局が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めます。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

さらに、町民ひとり一人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動に参画するよう促します。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身につけて成長していくことから、地域社会は、家庭環境、心身の障害の有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートすることが必要です。

また、子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促します。

(4) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるような多彩な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人がそのような認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら地域活動に参画するよう促します。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育もうとする力」を伸ばすためには、行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画に実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支援を推進することを目指します。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくこととします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与していきます。

(2) 近隣市町村との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情に応じ、必要に応じて近隣市町村と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町村と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行います。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行っていきます。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。

さらに、近隣市町村間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。